

令和5年度 第2回
羽幌町国民健康保険運営協議会
議 案

日 時 : 令和6年3月6日(水) 午後6時00分から

場 所 : 羽幌町役場 4階 第2会議室

議 事 日 程

1 開 会

2 町 長 あ い さ つ

3 議 題

議案第1号 羽幌町国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

議案第2号 第3期羽幌町国民健康保険データヘルス計画について

議案第3号 第4期羽幌町特定健康診査等実施計画について

議案第4号 5割軽減・2割軽減の判定所得の引き上げについて

4 そ の 他

5 閉 会

議 案 第 1 号

羽幌町国民健康保険税賦課限度額の改正（案）について

1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえば保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないと考え、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられています。

国は社会保障制度改革で「負担能力に応じた負担」を掲げており、中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げ高所得層により多く負担を求めの方針で、引き上げは3年連続となり、基礎賦課額は前年度同額で据え置き、後期高齢者支援金等賦課額が2万円引き上げ24万円、介護納付金賦課額は前年度同額で据え置き、全体で2万円引き上げ106万円とする案で、地方税法等を改正するとしています。

●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行っており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度改正（平成22年度賦課分）	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正（平成23年度賦課分）	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正（平成24年度賦課分）	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正（平成27年度賦課分）	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度改正（平成28年度賦課分）	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度改正（平成29年度賦課分）	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度改正（平成31年度賦課分）	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度改正（令和2年度賦課分）	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度改正（令和3年度賦課分）	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度改正（令和4年度賦課分）	65万円	20万円	17万円	102万円
令和5年度改正（令和5年度賦課分）	65万円	22万円	17万円	104万円

上記のとおり、羽幌町の賦課限度額の引き上げについては、条例改正後の翌年度賦課分から法定の賦課限度額を適用してきたため、国基準の1年遅れで適用となることが課題となりましたが、令和4年度から国の法定賦課限度額の引き上げに合わせて、条例改正を行っております。

これらを踏まえ、令和6年度も国が法定賦課限度額を引き上げる方針であることから、地方税法の改正に合わせて、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の賦課限度額の改正（案）

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
令和6年度改正（令和6年度賦課分）	65万円	24万円	17万円	106万円

議 案 第 2 号

第 3 期羽幌町国民健康保険データヘルス計画について

議 案 第 3 号

第 4 期羽幌町特定健康診査等実施計画について

(※議案第 2 号と同じ資料でご説明いたします。)

議 案 第 4 号

5割軽減・2割軽減の判定所得の引き上げについて

4 5 割軽減・2 割軽減の判定所得の引き上げについて

国は物価上昇等の経済動向を踏まえた対応として、5割軽減、2割軽減の判定所得を引き上げる方針であり、地方税法の改正を行うとしています。

これらを踏まえ、本町では、地方税法の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の軽減判定所得の改正（案）

	改正前	改正後
5 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特同一世帯の場合から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額）に被保険者及び特同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特同一世帯の場合から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額）に被保険者及び特同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額以下
2 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特同一世帯の場合から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額）に被保険者及び特同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特同一世帯の場合から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額）に被保険者及び特同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額以下

令和5年度 第2回

羽幌町国民健康保険運営協議会 議 事 録

議事録署名委員

議長 上田 総一

委員 佐々木 真実子

委員 今野 睦子

◆ 令和5年度 第2回 国民健康保険運営協議会 記録

- 1 日 時 令和6年3月6日 18時～18時40分 羽幌町役場第2会議室にて
- 2 出席者 委 員 上田会長、森光委員、佐々木委員、佐々尾委員、米山委員、酒井委員、
今野委員
事務局 財務課 近藤係長、和田主任
健康支援課 佐々木保健師、高田保健師
福祉課 高橋課長、木村係長、上田主任
- 3 公開等 本会議は公開で行われた。傍聴希望者は0名。
- 4 進行内容 以下のとおり進行された。

[成立宣言]

協議会の成立要件については、各代表委員1名以上の過半数が必要。
計7名の出席により本会議は成立した旨報告。

[森町長挨拶]

[上田会長挨拶]

～町長退席～

[議事録署名委員選出]

議事録署名委員の選出について、会長の外、佐々木委員、今野委員を指名

[議案審議]

議案 第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正（案）について

議案 第4号 5割軽減・2割軽減の所得判定の引き上げについて

一括審議（税務係 近藤係長より説明）

→ 質疑無し、承認

議案第2号 第3期 羽幌町国民健康保険データヘルス計画について

議案第3号 第4期 羽幌町特定健康診査等実施計画について

一括審議（保健係 佐々木保健師より説明）

→ 質疑無し、承認

[情報提供]

後期高齢者医療保険保険料率の改定について（国保医療年金係 上田より説明）

[意見・質問]

(米山委員) 一方的な説明であり、これしかない。これを止めようとか検討できるものでもなく、国の決めたことに沿って町として決めている。このまま上限額が上がると中には払えない人が出てくるため、生活保護が増えていくと思われる。どこかで止めないといけないが止めようがない。行政で上限額を定めないと住民は困る。

(事務局) 国の制度方策、方針に沿って改正しないといけない面がある。制度改正については、法改正に基づく改正であるので仕方がないが、低所得者や払うことが出来ない被保険者に対しては、一部負担減免制度や生活保護受給者であれば医療券といった制度の案内や、医療費が高額となった場合については、限度額の適用申請を勧める等により、医療費負担により病院受診を控えることのないよう配慮しながら福祉課として事務を進めていきたいと思うので今後ともご意見を頂きたい。

また、質問には出てないが、データヘルス計画について、羽幌町の国保加入者の受診歴や処方内容等の分析による町の傾向・課題を記載しており、その傾向・課題に対応した検診・保健指導内容を計画したものとなっている。羽幌町の傾向・課題については改めて保健師より説明する。

～データヘルス計画に係る資料の詳細説明～

以上より、やみくもに検診を行うというのではなく、町の傾向をつかみながら対策・計画を立案しているものとなる。

(佐々尾委員) 羽幌に来て 11 年目になる。メタボが全国で二番目に多い時期もあったと羽幌に来て 11 年目で初めて聞いた。全国の自治体の中でワースト 2 位。これは非常にインパクトのある数字であり、これをより前面に出して、町として対策しなければいけないんだよと進めていくのが良いのかなと思う。

また、説明で入院の医療費が多いとあったが、羽幌町自体での入院の医療費については下がってきており、これは、指摘のとおりであって、軽症のうちは病院にかからずに重症化して病院にかかっている、で、旭川や札幌等の大きな病院に行っているというのが要因として大きいのかなと思う。出来るかぎり病気に関して早期発見、早期治療するというのが良いと思うので検診に力を入れるというのは良いと思う。

実際に病院で検診をやっている、大腸がん検診、胃がん検診は病院には結構来るが、肺がん検診の受診は少ないので、どのようにしたら肺がん検診に来てもらえるのかが悩ましい。決定的な案を持っているわけではないが、何か病院として協力できることがあれば引き続き協力させていただきたい。

後期高齢者におけるフレイルチェックリストについて、運動の部分、ウォーキング・運動等を週 1 回以上していないの回答があきらかに国よりも多い。これは

高齢者に限っての話だが、若い世代でも同じであって、これは、町自体の作り方、坂道があるので、歩かないんでしょうね、と見受けられる。運動頻度は若い人も同じなのかなと思う。

～資料内の国保若年層の運動頻度を提示～

(米山委員) ウォーキングでも、舗装の上を歩くと足に負担がかりやすい。老人に対してはきつい。駅前の公園を歩く等の地べた、土の上を歩くのが一番良い。それをやらないで、舗装の上を1時間、2時間歩く、それが足に負担がかかりダメになる場合も多い。その辺の指導の仕方もあるし、歯科からいうと、歯科の受診率はまあまあだけど、重症になってから来るのが多い。本当は健康なうちに少しでもやれば重症化も少なくなる。うちでは修理で済むものは修理で済みますが、生活上作らないとダメだと考える人も居るし、歯科医に行ったら全部口の中を見て治さないとダメだと判断する歯科医も居るし、ものが良いか悪いかは別として、全て治さないとダメなものなのか、その辺の兼ね合いもあるんで。その辺も医療費に繋がっていつているので、そこそこの考え方があって変なこととも言えないけれども、受診して写真を撮って、何でもないんだけど、ちょっと欲しいねといって全部治しちゃう。そういう人もいますね。やはり、そうなってくると羽幌町の財産もなくなってくるわけだから。医科も歯科も一緒に初期のうちに検診、治療というのが本当の医療費の削減につながっていくものだと思う。

メタボ、メタボと言うけど、どこら辺までがメタボなのか、ただ数字上のメタボなのか、幅が狭いというか、全部メタボになってしまう感じがする。

(佐々尾委員) でも、メタボリックシンドロームはちゃんと基準が決まっているので。腹囲何センチ以上で中性脂肪と血圧と血糖と、いちおう決まっているので。全部が全部にはならないと思うけど。もちろん太っている方が全員そうとはならないです。太っている方でも健康であればメタボではないので。太っている方が多いということではないです。太っててかつちょっと血液検査に異常がある方が多いということです。

(佐々尾委員) お金をかけるのは中々難しいと思うので、歩くための運動施設を作りましょうと箱モノを建てるのではなく、歩道にここまで歩けば何メートルで何キロカロリーですよ、という標記や、歩く足の絵を書いて、この歩幅で歩きましょうというような仕組み作りだけでも意外と高齢者の方や若い方でも歩いてもらえる良いアイデアかなと思う。金額的に高いものを作る必要はない。

高齢者の方と話をしている、総合体育館での運動を提案すると、ほぼ知り合いに会うため、挨拶が面倒なので運動しないと断られることがある。小さい町ならではの反応とを感じる。

～審議終了～